

# 社保・国保審査委員連絡委員会

とき 7月5日（木）  
ところ 県医師会館

## 協議

### 1 H<sub>2</sub>プロッカーア注射の取扱いについて（支払基金）

H<sub>2</sub>プロッカーア注射は上部消化管出血又は麻醉前投薬等が適応であり、原則として絶食の入院患者に対して認められてい。

このことにおける算定上の取扱いについて、社保・国保間で次の事項を申し合わせたいが協議願いたい。

(1) 外来患者に対して、対象病名があり、必要な症例については注記等がなくとも2日間までの算定を認めること。

(2) 入院患者に対して、食事療養等との移行期間を加味して、一両日における算定を認めることし、対象病名があれば、食無日数等プラス2日間までの算定を認める。

### 2 オメプラール注射の適応及び投与期間について（国保連合会）

オメプラール注射20mgが薬価基準に収載されたが、その適応は「1・経口投与不可能な下記の疾患：出血を伴う胃潰瘍、十二指腸潰瘍、急性ストレス潰瘍及び急性胃粘膜病変。2・経口投与不可能なZollinger-Ellison症候群」となっている。

また、使用上の注意として「(1)経口投与不可能な出血を伴う胃潰瘍、十二指腸潰瘍、急性ストレス潰瘍及び急性胃粘膜病変に対して投与した場合、3日間までの成績で高い止血効果が認められているので、内服可能となつた後は経口投与に切り替え、漫然と投

### (1)(2)(3)いずれも認める。

〔(1)〕の適応に関して、次の事項について協議願いたい。  
 ① 外来患者に対して認める投与期間及びレセプトへの注記の必要性  
 ② 外来患者に対して、対象病名があり、必要な症例については注記がなくても2日間の算定を認める(H<sub>2</sub>プロッカーア注射と同じ取扱い)。

### 3 B型慢性肝炎に対するインターフェロンの投与期間について（国保連合会）

用法関連注意に「使用に当たっては、4週間投与を目安とし、その後の継続投与については、臨床効果及び副作用の程度を考慮し、慎重に行う。」とある。

このことについては、日本医師会癡義解釈委員会が4週間を超える投与に対する審査機関の対応を調査されている。この調査結果を受けてのことを思われるが、6か月投与が認められるとする製薬会社があることを人間する。

このようないふとから、この取扱について協議願いたい。  
 4週間を超える場合は、原則24週間までの算定とし、注記を必要とする。

7日間までの算定とする。

扱い

④ 注射から経口投与に切り替えた場合の内服の投与期間

経口投与は注射期間を含めず、十二指腸潰瘍については6週間、胃潰瘍・吻合部潰瘍・逆流性食道炎については8週間の算定とする。

委員

出席者

理 事	常任理事	県医師会	副会長	専務理事
佐々木美典	濱山小木藤藤	杉大藤藤村徳藤萬平村池岡河井為	田田本澤村上近	義
佐々木史明	本田下原本井	山藪井井田長井元靖正正欣雄英忠牧武和	治彦敏隆也幸雄三穂人寛強夫	
佐々木美典	達敬茂康博宏	元靖正正欣雄英忠牧武和		
	明徹郎介淳博宏			

4 悪性腫瘍に対する化学療法について（国保連合会）

薬事法にもとづいて承認された用法・用量と異なる請求事例が散見される。ランダムを肝癌に投与したもの、減量して休薬期間を設けないもの等の事例がある。

取り扱いについて協議願いたい。

適応・用法・用量は、原則として承認通りとする。承認内容を外れる場合は、原則として注記が必要。著しく逸脱する場合には査定もあり得る。

### 5 経皮的動脈血酸素飽和度測定について(国保連合会)

合意事項では、「請求に当つては症例を選び、施行回数についても過剰にならないよう十分留意していただきたい。」「血液ガス分析との併施については、case by case で病態により判断している。特に、経皮的動脈血酸素飽和度測定検査の保険請求についても、十分留意していただきたい。」となっている。

一般的に、連続的に監視を行うことが必要と思われる期間は、特定集中治療室管理料の算定期間(14日間)程度と考へられる。

1か月間、全日算定する事例も多いことから、再度協議願いたい。

入院中の安定期の患者については、14日間を自安として算定する。ただし、急性期又は急性増悪についてはこの限りではない。病名

についても留意すること。

### 6 慢性胃炎等に対する粘膜点墨法(色素内視鏡法)の算定期について(国保連合会)

ルーによる粘膜点墨法(色素内視鏡法)は、慢性胃炎等の一部の症例について適応が認められるが、一般的に腫瘍性疾患に対して適応と考えられる。

傾向的に、ほぼ全例に算定している事例もあることから、再度協議願いたい。

粘膜点墨法での算定期であつても、ほとんどが色素内視鏡法によるものであり、これについては、慢性胃炎・胃潰瘍に対しても算定可とする。ただし、請求にあたっては、実際に施行した検査方法を記載されたい。

### 7 診断検査におけるレセプトへの病名記載について(支払基金)

初診時等の診断検査に対する疑い病名は、どの程度をレセプトに記載することが必要か協議願いたい。現在、審査上、特に記載を必要としている事例は、「〇〇悪性腫瘍疑い」病

(2) 名

ピロリ菌の検査に対する「ピロリ菌疑い」病名  
結核菌の検査に対する「結核疑い」病名

この事例以外にも病名記

載を必要とする検査がある

となつていて。

この事例以外にも病名記

載を必要とする検査がある

か整理願いたい。

(例) ①グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測

定(IgM)に対する「〇〇ウイルス感染疑い」病名

②クラミジアの検査に対する「〇〇クラミジア感染疑い」病名

③甲状腺の検査に対する甲状腺の「〇〇疑い」病名

④リウマチの検査に対する「リウマチ疑い」病名

⑤膠原病の検査に対する「膠原病疑い」病名

⑥マイコバクテリウムアビウム・イントラセラル核酸同定精密検査(MAC)に対する「非定型抗酸菌症疑い」病名

8 画像診断料(診断料)(撮影料)の算定期について(支払基金)

ピロリ菌の検査に対する「ピロリ菌疑い」病名  
結核菌の検査に対する「結核疑い」病名

この事例以外にも病名記

載を必要とする検査がある

となつていて。

この事例以外にも病名記

載を必要とする検査がある

か整理願いたい。

(例) ①グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測

定(IgM)に対する「〇〇ウイルス感染疑い」病名

②クラミジアの検査に対する「〇〇クラミジア感染疑い」病名

③甲状腺の検査に対する甲状腺の「〇〇疑い」病名

④リウマチの検査に対する「リウマチ疑い」病名

⑤膠原病の検査に対する「膠原病疑い」病名

⑥マイコバクテリウムアビウム・イントラセラル核酸同定精密検査(MAC)に対する「非定型抗酸菌症疑い」病名

必要性を含めて協議願いたい。

医学的判断による。なお、長期間となる場合は注記を必要とする。

長期間となる場合は注記を必要とする。

特別養護老人ホーム等

における療養の給付(医療)

の取扱いについて」(平12・3・31保険発67・老健81)

のとおりとする。配置医師による保険診療について

算定できないとしていた考

え方に変わりはない。軽微

な医療とは、医師自らが行

わなければならぬ処置以

外の処置等をいう。

特別養護老人ホーム入所者については、濃厚流動食

が薬価に記載されている場

合は、手技料及び薬剤料は

協力医療機関において算定

する。濃厚流動食が薬価に

収載されていない場合は、

介護保険において基本食事

サービス費及び特別食加算

を算定する。

9 術後創傷処置の算定期について(国保連合会)

術後創傷処置は、合意事項で「一次癒合の場合は抜糸まで(7~10日間)、一次癒合を行つてその後また創が開いた場合には、その時点を起点として再び算定してもよい。この場合の一次癒合とは一期癒合のことであり、無菌的に行つた手術創等が該当すると思われる。外来で取扱う創傷は、一期癒合するケースは少ない

ので、この通達にとらわれることなく算定してよい。」となつてゐる。

無菌的に行つた手術に対する術後創傷処置と考えられる症例における長期間の算定期の取扱いをレセプトへの注記の

※以上の場合については、いずれも13年10月診療分から適用する。

## 特別養護老人ホーム入所者の診療に対する算定

	特別養護老人ホーム	
	配置医師	配置医師以外
初・再診料	× (緊急の場合は○)	嘱託医の専門外又は緊急の場合は○
往診(対診)	× (緊急の場合は○)	嘱託医の専門外又は緊急の場合は○
指導管理料 (老人慢性疾患外来総合診療料(外総診), 老人慢性疾患生活指導料, 外来栄養食事指導 料, 在宅療養指導料等)	× (高度難聴指導管理 料等特殊なもののみ○)	× (左記に加え, 外総診, 老人慢 性疾患生活指導料, 寝たきり老人処置 指導管理料等は○)
在宅医療 (寝たきり老人在宅総合診療料, 寝たきり老 人訪問診療料, 在宅患者訪問看護・指導料, 在宅訪問リハビリテーション指導管理料等)	×	× (在宅自己注射指導管理料, 在 宅自己導尿指導管理料等の在宅療養 指導管理料は○)
検査	医学的に必要な場合は ○	医学的に必要な場合は○
画像診断		
投薬・注射		
リハビリテーション		
精神科専門療法		
処置		
手術・麻酔 (原則転院して受けるものであること)		
放射線治療		

\* 保険医が、配置医師でない場合については、緊急の場合又は患者の傷病が当該配置医師の専門外にわたるものであるため、特に診療を必要とする場合を除き、それぞれの施設に入所している患者に対してみだりに診療を行ってはならない。

\* 特別養護老人ホーム等の職員(看護婦、理学療法士等)が行った行為については、診療報酬を算定できない。

